５）当該申請書の提出期限から開札日までの間に、大阪航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付け、空経第386号）」に基づく指名停止を受けていない者であること。

６）警察当局から、国土交通省に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑶　構成員の技術的要件等　次の各号の要件を満たすものとする。

１）共同企業体の代表者又は単体にあたっては、平成16年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した、下記の要件を全て満たす工事の施工実績を有する者であること。共同企業体の代表者以外の構成員にあたっても下記の要件を全て満たす工事の施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体として施工した実績については、甲型協定書により締結した共同企業体の構成員の場合は、出資率が20％以上の場合の実績に限る。また、乙型協定書により締結した共同企業体の構成員の場合は、その工事で分担した工事内容の実績に限る。（経常建設共同企業体の実績にあっては、すべての構成員が、平成16年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。）。

①　設備内容：冷熱源機器を有するユニット形空調機を用いた空調設備

②　空調対象延べ床面積10,000㎡以上

③　監視方式：中央監視方式

④　空調制御方式：電気式、電子式又はデジタル式

上記①②③④の条件を、同一工事で満たすこと。ただし、新設、更新、増設は問わない。

２）建設業法（昭和24年法律第100号）の管工事業につき、許可を有してからの営業年数が５年以上の者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有してからの営業年数が５年未満の者であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

３）建設業法の管工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置することができる者であること。

⑷　結成方法　自主結成とする。

⑸　出資比率　各構成員の出資比率は、30パーセント以上であること。

⑹　代表者要件　代表者の要件は、次の各号の要件を満たすものとする。

１）構成員中最大の施工能力を有する者とする。

２）等級区分の異なる構成員により結成する場合は、最上位の等級に決定されている者とする。

３）出資比率が、構成員中最大である者とする。

⑺　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体を結成するため締結する協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」によるものとする。

５　資格審査結果の通知

競争参加資格の審査の結果を「競争参加資格認定通知書」により通知する。

６　認定資格の有効期間

共同企業体における認定資格の有効期限は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

⑴　契約の相手方となった者　競争参加資格が認定されたときから、工事が完了するときまでとする。

⑵　契約の相手方とならなかった者　競争参加資格が認定されたときから、契約の相手方と契約を締結するときまでとする。

７　その他

⑴　共同企業体の名称は「福岡航空交通管制部空気調和設備工事○○・▼▼特定建設工事共同企業体」とすること。

⑵　本公示における競争参加資格の審査申請をする共同企業体が、支出負担行為担当官大阪航空局長が発注する福岡航空交通管制部空気調和設備工事の入札公告に示されている競争参加資格の確認申請を受けるためには、当該入札公告の指示に従い、別途申請手続きしなければならない。

⑶　申請手続き等について不明な点があれば、３⑴の場所に照会すること。

競争参加者の資格に関する公示

「国道32号高知橋耐震補強外工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和元年９月19日

四国地方整備局長　小林　　稔

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

１　案件名　国道32号高知橋耐震補強外工事　国道32号高知橋耐震補強外工事に係る技術協力業務

２　工事場所　高知県高知市駅前町からはりまや三丁目地内

３　内容

１）国道32号高知橋耐震補強外工事に係る技術協力業務（以下「技術協力業務」という。）

①技術協力業務１式

②予定工期　令和２年３月31日まで

③本技術協力業務について、主たる部分の再委託は認めない。

２）国道32号高知橋耐震補強外工事（以下「建設工事」という。）

①優先交渉権が与えられる工事内容

橋梁支承工　一式
橋脚補強工　一式
橋梁附属物工　一式
橋梁補修工　一式
現場塗装工　一式
仮設工　一式

②予定工期　令和７年２月28日まで

４　申請の時期

令和元年９月20日から令和元年10月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、令和元年10月28日以降当該工事に係る交渉権者選定通知の日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても随時、申請を受け付けるが、交渉権者選定通知の日までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

５　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）」（以下「申請書」という。）は、令和元年９月20日から〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33 四国地方整備局総務部契約課調査係　電話087―851―8061㈹において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法及び提出場所　申請者は、申請書に次に掲げる資料を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は上記⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

１）特定建設工事共同企業体協定書（甲）（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

２）６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、申請書とともに交付する様式又は、当該工事の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む。））」（令和元年９月19日付け支出負担行為担当官四国地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式―１を使用すること。）。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

６　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成30年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の１から５までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び、次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成30年10月１日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別